

太子町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、太子町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3 基本的方向

町が障害者就労施設等から物品等を発注することで、障害者の自立・就労に向けて、就業の機会を確保することにつなげる。また、障害者就労施設等からの物品等の発注の増進をめざし、積極的に取り組み等を周知する。

4 物品等の調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、町の予算及び事務又は事業規模に応じて、調達目標を毎年度当初に定め公表するものとする。

5 調達の推進方法

- （1）社会福祉課が窓口として、障害者就労施設等から提供可能な物品等及び関係部署が希望する物品等について情報収集を行い、これらの情報をもとに、各部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- （2）発注の円滑化を図るため、障害者就労施設等が供給する物品等の情報をホームページに掲載し、情報提供を行う。
- （3）障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令、太子町財務規則等関係規定に従い、随意契約方式を活用する。

6 調達実績の公表

調達実績については、年度終了後、概要を取りまとめ、ホームページ等で公表するものとする。

7 担当窓口

この方針の担当窓口は、社会福祉課とする。